

学校法人梅村学園公益通報者保護に関する規程

2011年7月27日制定

改正	2013年4月1日	2015年4月1日
	2016年4月1日	2018年4月1日
	2022年4月1日	2024年4月1日
	2025年4月1日	2026年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、公益通報対象事実を含む法令及び学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）の寄附行為その他の本法人諸規程に違反する行為に関する公益通報等の対応を定めることにより、公益通報者等の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、もって本法人の適正な業務に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 本法人の役員、教職員及び派遣されている派遣労働者並びに委託契約及びこれに関係する契約に基づき本法人においてその業務に従事する取引先の労働者、役員及びフリーランス（通報の日前1年以内に本法人の教職員、派遣労働者、取引先の労働者又はフリーランスであった者を含む。）をいう。
- (2) 公益通報等 教職員等が、法令若しくは本法人諸規程に違反する行為又はそのおそれがあると思料する行為（以下「法令違反行為」という。）を、当該法令違反行為について処分、勧告等をする権限を有する行政機関等又は第4条に規定する本法人の通報窓口に通報し、又は相談することをいう。
- (3) 公益通報者等 公益通報等をした教職員等のほか、本法人の学生、生徒、保証人及び保護者を含むものとする。
- (4) 被公益通報者 法令違反行為を行った、行っている、又は行おうとしていると通報された者をいう。
- (5) 通報対応業務 公益通報等を受け付け、法令違反行為の調査を実施し、是正に必要な措置をとる等の業務をいう。

(総括)

第3条 本法人における公益通報等の処理は、理事長が総括する。

(通報窓口)

第4条 公益通報等に対応するための通報窓口は、内部監査室とする。

(通報対応業務責任者)

第5条 通報対応業務の責任者は、内部監査室長とする。ただし、内部監査室長が当該公益通報等と密接な関係を有するときは、理事長は、別の者を責任者として指名するものとする。

(受付等)

第6条 通報窓口において公益通報等を受けたときは、公益通報等を受けた旨について速やかに当該公益通報者等に通知する。

2 通報窓口以外の教職員等が公益通報等を受けたときは、速やかに通報窓口連絡し、又は当該公益通報者等に対し通報窓口連絡するよう助言しなければならない。

3 匿名通報であり、かつ、公益通報者等と連絡が取れないときは、前2項を適用しない。また、公益通報等が、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的その他不正の目的によるものであることが明らかな場合も同様とする。

4 内部監査室長は、理事長に公益通報等を受け付けたことを報告する。ただし、理事長が当該公益通報等と密接な関係を有するときは、内部監査室長は、常勤監事に報告するものとする。

(調査実施の検討)

第7条 内部監査室長は、公益通報等を通報窓口が受けた日から起算して20日以内に、当該法令違反行為に関する調査を実施するか否かの検討を行う。解決済みの案件である場合、明らかに調査の必要がない場合等の正当な理由がある場合を除いて調査を実施することとし、検討結果を当該公益通報者等に通知する。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知する。

2 理事長は、前項の規定に基づき、調査の実施を決定した場合、調査の担当者（以下「調査担当者」という。）を本法人の教職員から選任する。ただし、調査担当者は、利益相反関係の排除の観点から、当該公益通報等の内容に関係しない者とする。

3 理事長は、調査にあたって高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の専門家の意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。

(調査の実施)

第8条 調査担当者は、通報された法令違反行為について、書類調査、実地調査、事情の聴取その他の適切な方法により調査を行い、報告書を作成する。

2 調査担当者は、調査の対象部門（「部門」とは、学部、研究科、教育院、研究機関、中京大学附属中京高等学校、行政本部その他本法人の附属機関をいう。）に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることができる。

(協力義務)

第9条 調査の対象部門は、円滑に調査ができるよう、調査担当者に積極的に協力し、調査担当者から調査の実施上必要な行為を求められたときは、正当な理由なく拒否してはならない。

(調査結果の措置等)

第10条 内部監査室長は、調査開始後には適宜その進捗状況を、調査終了後には直ちにその結果を、理事長に報告しなければならない。ただし、理事長が当該公益通報等と密接な関係を有するときは、内部監査室長は、常勤監事に報告しなければならない。

2 内部監査室長は、当該公益通報者等に対し、調査結果を通知する。

3 理事長は、調査の結果、法令違反行為が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のため

に必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 4 内部監査室長は、前項の是正措置等が講じられたときは、当該公益通報者等に対して第2項の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査結果及び是正措置等に関し報告しなければならない。

（被公益通報者等への配慮）

第11条 前条第2項及び第4項における公益通報者等への通知は、当該被公益通報者及び当該調査担当者等調査関係者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

（懲戒処分等）

第12条 理事長は、法令違反行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、本法人の就業規則、服務規程及び懲戒規程に基づき、懲戒処分等を行う。

（阻害の禁止）

第13条 本法人は、教職員等に対し、正当な理由なく、公益通報等をしない旨の合意をすることを求めること等によって、公益通報等を妨げる行為をしないものとする。

- 2 本法人は、正当な理由なく、公益通報者等を特定することを目的とする行為をしないものとする。

（不利益な取扱いの禁止）

第14条 本法人は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報者等を解雇（派遣契約、委託契約その他契約に基づき本法人の業務に従事する者については、当該契約の解除とする。）等の不利益な取扱いはしないものとする。ただし、教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りでない。

- 2 本法人は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

（通報窓口担当者等の遵守事項）

第15条 通報窓口担当者及び調査担当者等調査関係者は、その職務の遂行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 被公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- （2） 調査の対象部門及び被公益通報者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- （3） 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- （4） 実効的な調査・是正措置等のために情報共有が真に不可欠である場合には、伝達する範囲を必要最小限に限定すること。
- （5） 職務上知り得た事実及び公益通報者等を特定させる情報を、正当な理由なく漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。

- 2 本法人は、前項の規定に違反した者に対し、本法人の就業規則、服務規程及び懲戒規程に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(別に定めがある公益通報等との関係)

第16条 ハラスメント行為、個人情報情報の漏洩、公的研究費の不正使用等に関する公益通報等の対応は、本法人が定める当該規程に従う。

(記録の保管)

第17条 本法人は、公益通報等への対応に関する記録を作成し、10年間保管するものとする。

(教育・研修による周知)

第18条 本法人は、公益通報等の仕組み及び法令等遵守の重要性について、教職員等に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

(関係法令の適用)

第19条 本法人における公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法及びこれに係る法令の規定に定めるところによる。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、2011年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。